

基町地区活性化計画協議会開催要綱

(開催)

第1条 基町住宅地区活性化計画（以下「活性化計画」という。）の改定を行うに当たり、地区住民等から意見を聴き、意見交換を行うため、基町地区活性化計画協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(意見聴取等)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見聴取及び意見交換を行う。

- (1) 活性化計画に掲げる取組の評価等に関すること。
- (2) 活性化計画の改定に関すること。
- (3) その他基町地区の活性化のために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 基町地区社会福祉協議会会長
- (2) 基町地区社会福祉協議会副会長
- (3) 基町連合自治会会長
- (4) 基町連合自治会副会長
- (5) 基町学区体育協会会長
- (6) 基町学区子ども会連合会会長
- (7) 基町小学校PTA会長
- (8) 健康福祉局高齢福祉部長
- (9) 都市整備局住宅管理・基町地区活性化担当部長
- (10) 中区副区長

(座長等)

第4条 協議会に、委員の互選により座長を1名置く。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、座長の求めなど市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 協議会は、公開とする。
- 3 協議会において、座長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市整備局住宅部住宅政策課基町住宅担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、都市整備局指導担当局長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。